

歯科 施設基準の揭示事項

- 初診料の注 1、歯科外来診療感染対策加算 3 に係る
院内感染対策

歯科外来診療における院内感染防止対策に、十分な体制の整備・機器を有し、研修を受けた院内感染管理者（歯科医師）を配置しております。また職員には院内感染防止対策に係る院内研修等を実施しています。

- 歯科外来診療医療安全対策加算 2

歯科外来診療における医療安全対策に、十分な体制の整備・機器を有し、研修を受けた医療安全管理者（歯科医師）を配置しており、職員には医療安全対策に係る院内研修等を実施しています。また、緊急時には院内の救急外来と連携を取り、適切に対処を行える体制を確保しており、自動体外式除細動器（AED）、パルスオキシメーター、人工呼吸器、血圧計、救急蘇生セット等を常備しています。

作成日 令和 7 年 2 月 1 日



社会医療法人 青雲会 青雲会病院